

# 鎌倉市入札・契約に関するアンケート 集計結果

## I 調査概要

### 1 調査目的

事業者の規模等及び公契約条例の導入の可否を含めた検討のため。

### 2 調査期間

令和2年（2020年）1月～2月

### 3 調査対象

A. 工事業者 55者

鎌倉市内に本社があり営業種目「土木一式、建築一式、電気、管」の  
いずれかに登録のある事業者及び総合評価競争入札に参加実績のある事業者

B. コンサル業者 6者

平成30年度に受注実績のある事業者

C. 一般委託業者 16者

平成30年度に契約金額1,000万円を超える受注実績のある事業者

### 4 調査方法

調査対象事業者にメールによる配布・回収

### 5 有効回答数(有効回答率)

A. 工事業者 39者

B. コンサル業者 6者

C. 一般委託業者 13者

合計 58者 (75%)

### 6 アンケート結果(まとめ)

○最近3年間の経営環境の変化は改善されているが46%、あまり変わらないが41%、悪化が9%という結果だった。

○公契約条例については、知っていたという回答が38%で、よく知らない、知らなかったという回答が多く、公契約条例の制定については、賛成が7%、反対が25%、どちらともいえないが58%と、公契約条例についてあまり認識がされていないことが分かった。賛成の意見としては、従業員へ適正な賃金支払いにつながるなどの意見がある一方で、反対の意見としては、事務量が増大する、公契約条例の適用になる従業員が限定的だとの意見も多かった。公契約条例について、今後の国や県の動向に注視しながら、研究を続けていきたい。

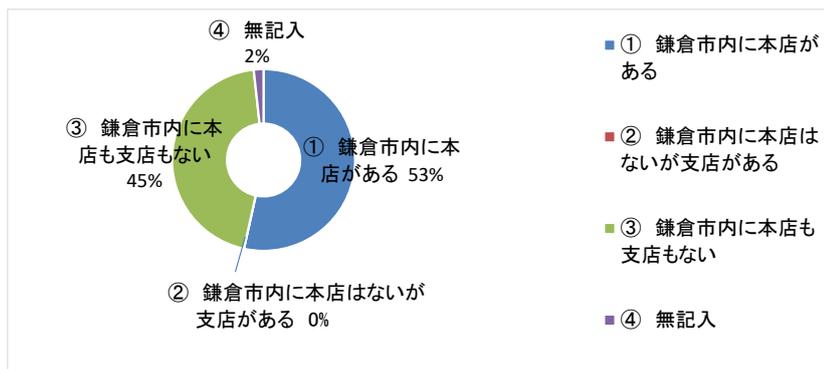
○最低制限価格制度が導入されたことにより賃金の引き上げを行ったかについては、なしが70%であり、賃金引き上げの要因になったかについては、半数以上があまり変わらないとの回答であったが、国や他市の動向をみながら引き続き検討を続けていきたい。

## Ⅱ 結果概要

○所在地や事業規模等についてお尋ねします。

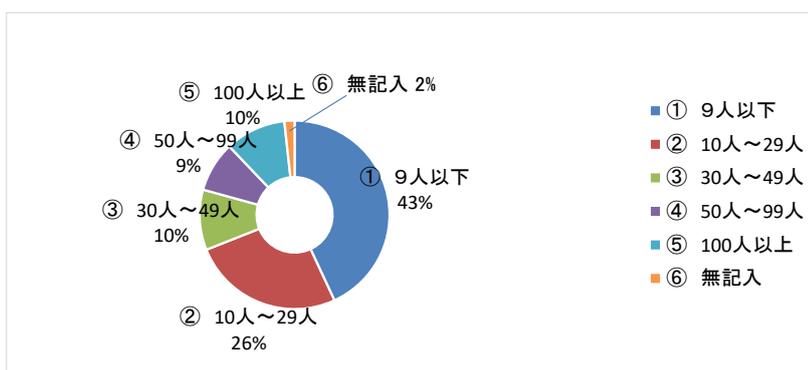
### 問1 事業所の所在地

項目	回答数	割合
① 鎌倉市内に本店がある	31	53%
② 鎌倉市内に本店はないが支店がある	0	0%
③ 鎌倉市内に本店も支店もない	26	45%
④ 無記入	1	2%



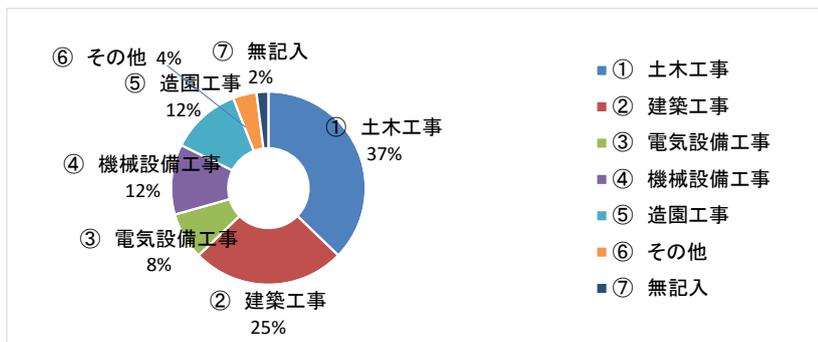
### 問2 事業所が雇用している常用労働者数

項目	回答数	割合
① 9人以下	25	43%
② 10人～29人	15	26%
③ 30人～49人	6	10%
④ 50人～99人	5	9%
⑤ 100人以上	6	10%
⑥ 無記入	1	2%



問3-1 主な入札参加業務（本市での主な受注業務） [工事]

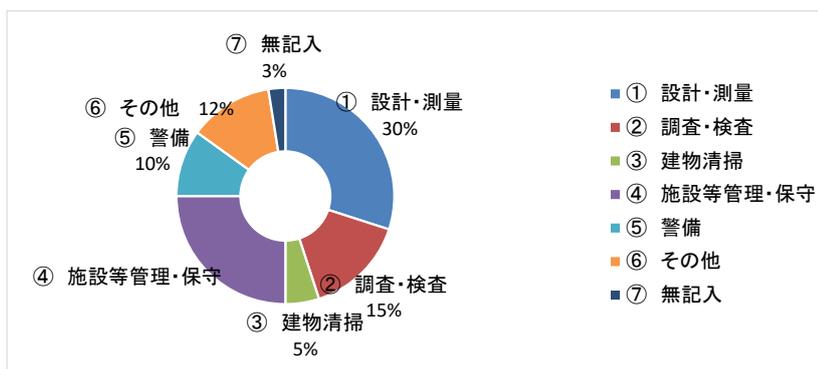
項目	回答数	割合
① 土木工事	19	37%
② 建築工事	13	25%
③ 電気設備工事	4	8%
④ 機械設備工事	6	12%
⑤ 造園工事	6	12%
⑥ その他	2	4%
⑦ 無記入	1	2%



《その他》  
とび・土工 舗装  
解体工事

問3-2 主な入札参加業務（本市での主な受注業務） [コンサル・一般委託]

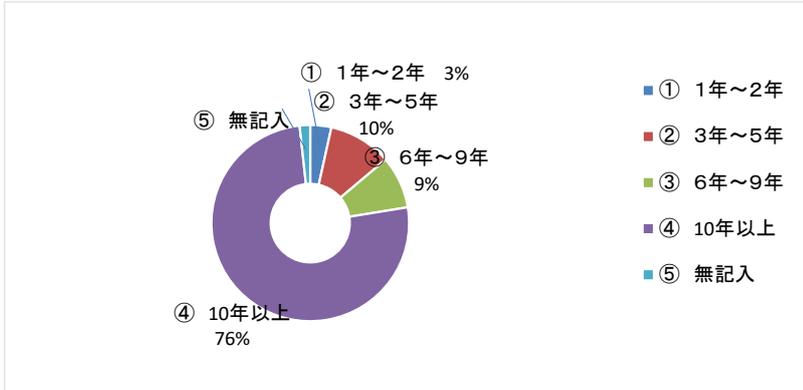
項目	回答数	割合
① 設計・測量	12	30%
② 調査・検査	6	15%
③ 建物清掃	2	5%
④ 施設等管理・保守	10	25%
⑤ 警備	4	10%
⑥ その他	5	12%
⑦ 無記入	1	3%



《その他》  
樹木の維持管理  
地質調査  
森林整備業務の請負 樹木保護管理  
鎌倉市学校水泳プール一般開放監視等業務委託  
情報処理業務委託

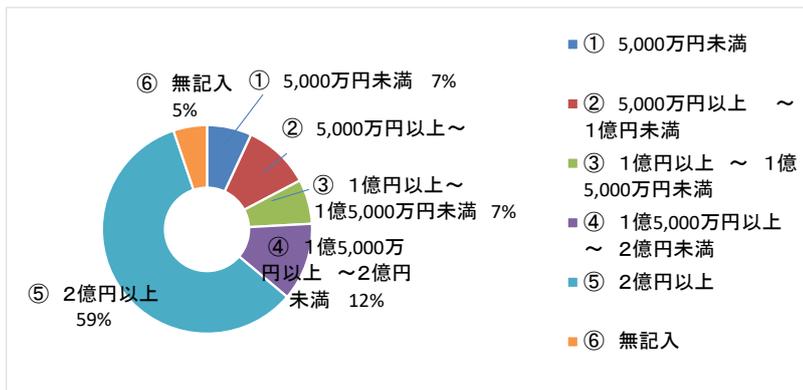
問4 鎌倉市の入札参加実績年数

項目	回答数	割合
① 1年～2年	2	3%
② 3年～5年	6	10%
③ 6年～9年	5	9%
④ 10年以上	44	76%
⑤ 無記入	1	2%



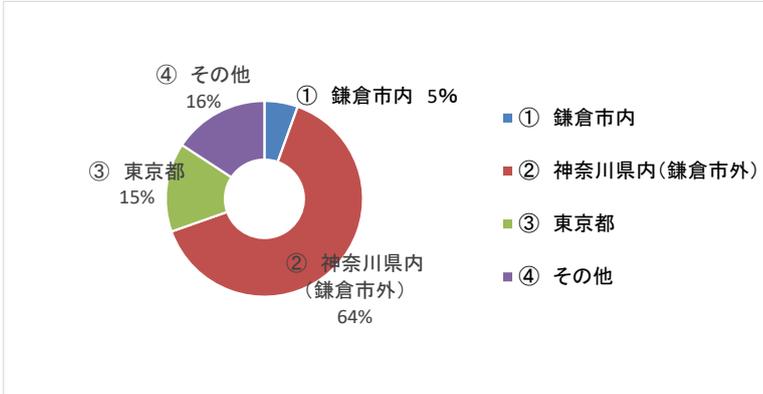
問5 平成30年度の年商額

項目	回答数	割合
① 5,000万円未満	4	7%
② 5,000万円以上～1億円未満	6	10%
③ 1億円以上～1億5,000万円未満	4	7%
④ 1億5,000万円以上～2億円未満	7	12%
⑤ 2億円以上	34	59%
⑥ 無記入	3	5%



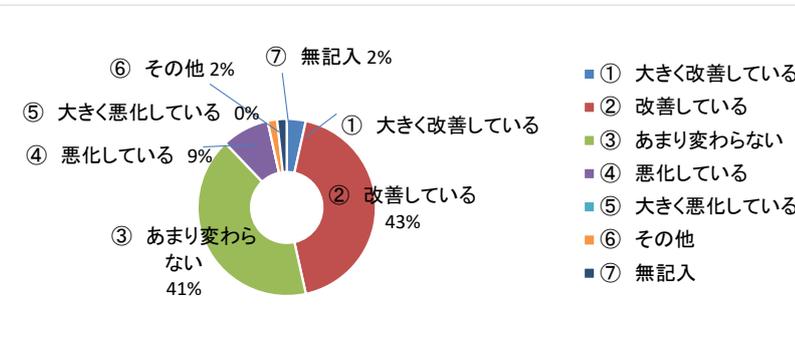
問6 従業員の居住地

項目	回答数	割合
① 鎌倉市内	132	5%
② 神奈川県内（鎌倉市外）	1,544	64%
③ 東京都	354	15%
④ その他	379	16%



問7 最近3年間の経営環境の変化

項目	回答欄	割合
① 大きく改善している	2	3%
② 改善している	25	43%
③ あまり変わらない	24	41%
④ 悪化している	5	9%
⑤ 大きく悪化している	0	0%
⑥ その他	1	2%
⑦ 無記入	1	2%

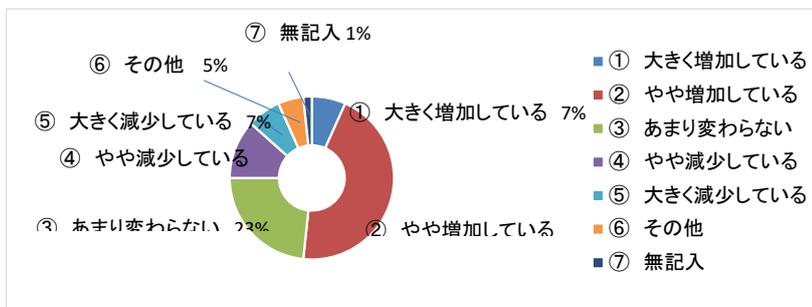


《その他》

この数年は、景気も上向き、経営環境も良好に推移した。但し、現在は景気の先行きに不透明感が増してきており、将来的には予断を許さない状況である。

問8 最近3年間の受注額の変化 [公共発注]

項目	回答欄	割合
① 大きく増加している	4	7%
② やや増加している	27	45%
③ あまり変わらない	14	23%
④ やや減少している	7	12%
⑤ 大きく減少している	4	7%
⑥ その他	3	5%
⑦ 無記入	1	1%



《その他》

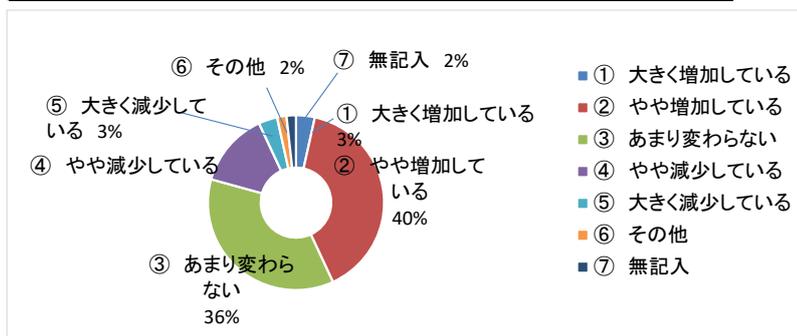
公共工事を受注したいが出来ていない。

鎌倉市の受注は増えていない。

今後の景気減速を見込み、公共工事への比重を高めてきている。また、自治体や官公庁からの発注方式も、従来の設計施工分離発注型から、デザインビルドや設計施工一括発注方式、更にはPFI・DBO等へ多様化し、当社の技術提案力、さらに、資金調達や運営管理等、総合力を発揮することができる環境に変化していることから、受注額はここ数年増加の傾向にある。

問9 最近3年間の受注額の変化 [民間発注]

項目	回答数	割合
① 大きく増加している	2	3%
② やや増加している	23	40%
③ あまり変わらない	21	36%
④ やや減少している	8	14%
⑤ 大きく減少している	2	3%
⑥ その他	1	2%
⑦ 無記入	1	2%

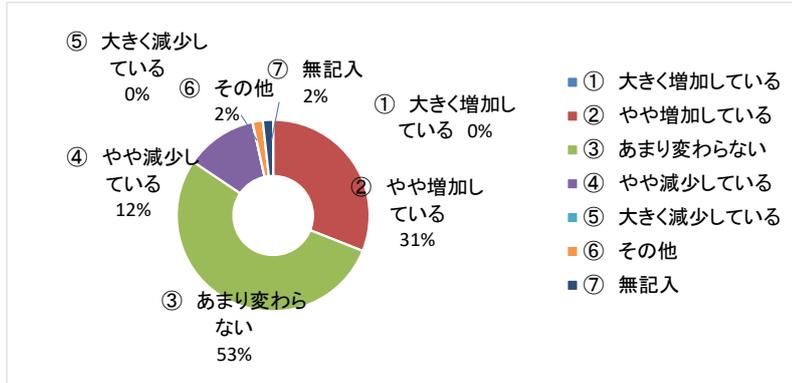


《その他》

民間発注は、ここ数年増加傾向にあったが、今年度あたりからは不透明感が増してきている。

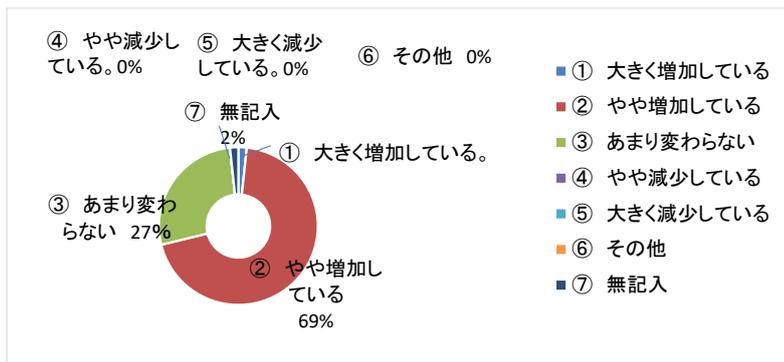
問 1 0 最近 3 年間の従業員数の変化

項目	回答数	割合
① 大きく増加している	0	0%
② やや増加している	18	31%
③ あまり変わらない	31	53%
④ やや減少している	7	12%
⑤ 大きく減少している	0	0%
⑥ その他	1	2%
⑦ 無記入	1	2%



問 1 1 最近 3 年間の従業員の平均賃金の変化

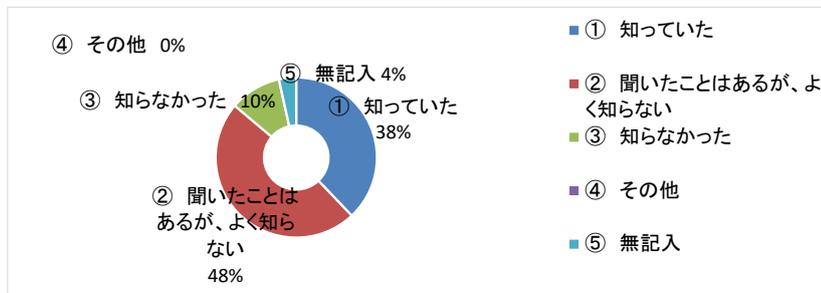
項目	回答数	割合
① 大きく増加している	1	2%
② やや増加している	41	69%
③ あまり変わらない	16	27%
④ やや減少している	0	0%
⑤ 大きく減少している	0	0%
⑥ その他	0	0%
⑦ 無記入	1	2%



○「公契約条例」についてお尋ねします。

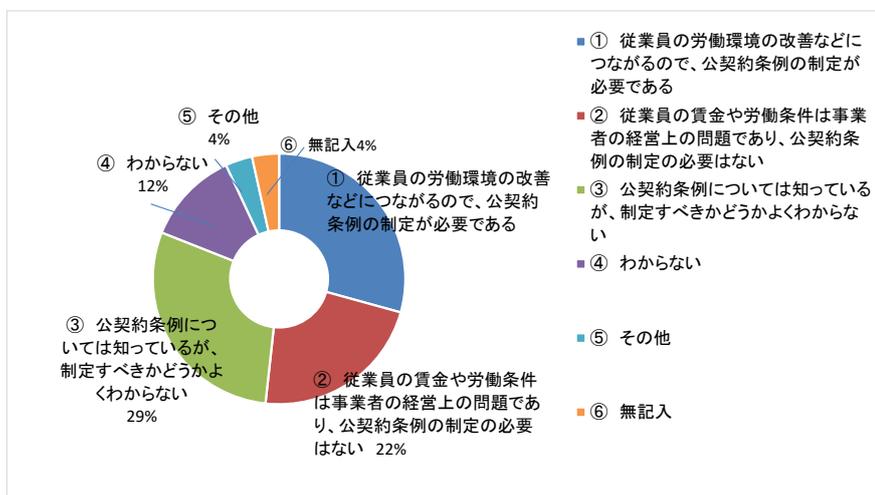
問 1 2 公契約条例について

項目	回答数	割合
① 知っていた	22	38%
② 聞いたことはあるが、よく知らない	28	48%
③ 知らなかった	6	10%
④ その他	0	0%
⑤ 無記入	2	4%



問 1 3 公契約条例についてどのようにお考えですか。

項目	回答数	割合
① 従業員の労働環境の改善などにつながるので、公契約条例の制定が必要である	17	29%
② 従業員の賃金や労働条件は事業者の経営上の問題であり、公契約条例の制定の必要はない	13	22%
③ 公契約条例については知っているが、制定すべきかどうかよくわからない	17	29%
④ わからない	7	12%
⑤ その他	2	4%
⑥ 無記入	2	4%



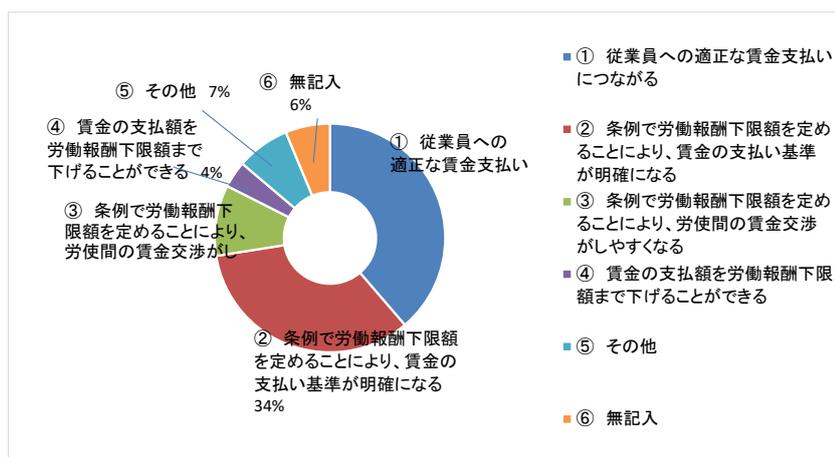
《その他》

月給と日給を分けて考えて頂きたく、日給労働者に週休二日を強いる場合の減給を回避するには日給を上げる他なく、またそれをするには積算単価の引き上げが必須になると考える。

安定した受注量が確保されるのであれば、賛成である。もしくは相対的に高い賃金を支払っているところは入札下限を引き上げる仕組みがあれば労働環境は大いに改善されるのではと思う。ただし現状ではくじ運といったような運で決定するような一面があるので全面的に賛成はできないが、ムチだけでなくアメも連動させるのであればよいかもしれない。

問14 公契約条例のメリットとしてどのようなものがあるとお考えですか。  
(複数回答可)

項目	回答数	割合
① 従業員への適正な賃金支払いにつながる	31	39%
② 条例で労働報酬下限額を定めることにより、賃金の支払い基準が明確になる	27	34%
③ 条例で労働報酬下限額を定めることにより、労使間の賃金交渉がしやすくなる	8	10%
④ 賃金の支払額を労働報酬下限額まで下げることができる	3	4%
⑤ その他	6	7%
⑥ 無記入	5	6%



《その他》

会社の経営状況により平均賃金よりも多く支払っている。

よくわからないが、不当に安く職人を使っている業者に対しては一定の効果があると思う。

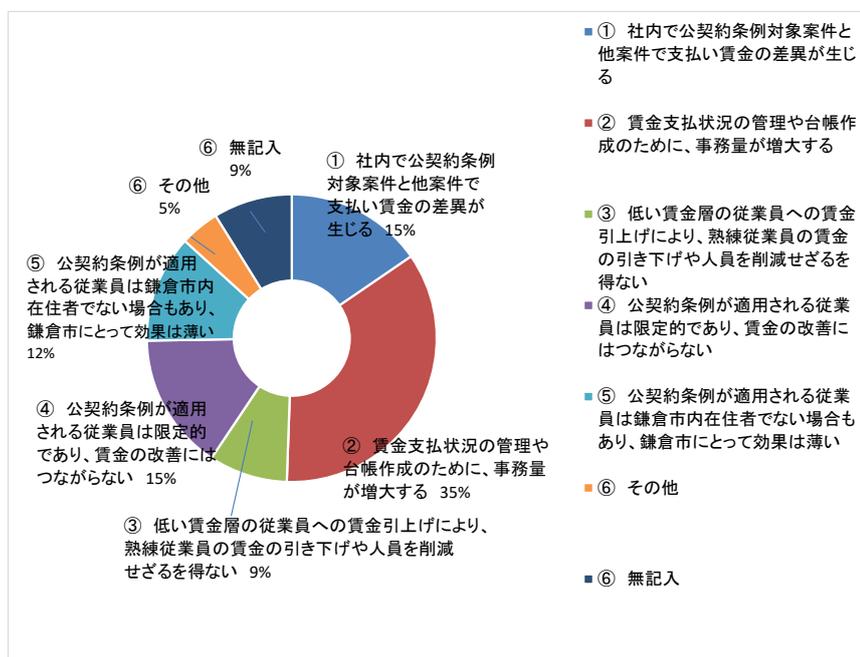
適正と思った賃金支払いを行っているところだが、今時下限額で労働者を雇用できるはずもない。ブラック企業を排除する目的であればそれなりの効果はあると思う。

設問13にて②と回答しているのは、メリットを感じないためである。

メリットは感じない

問 15 公契約条例のデメリットとしてどのようなものがあるとお考えですか。（複数回答可）

項目	回答数	割合
① 社内で公契約条例対象案件と他案件で支払い賃金の差異が生じる	14	15%
② 賃金支払状況の管理や台帳作成のために、事務量が増大する	32	35%
③ 低い賃金層の従業員への賃金引上げにより、熟練従業員の賃金の引き下げや人員を削減せざるを得ない	8	9%
④ 公契約条例が適用される従業員は限定的であり、賃金の改善にはつながらない	14	15%
⑤ 公契約条例が適用される従業員は鎌倉市内在住者でない場合もあり、鎌倉市にとって効果は薄い	11	12%
⑥ その他	4	5%
⑦ 無記入	8	9%



《その他》

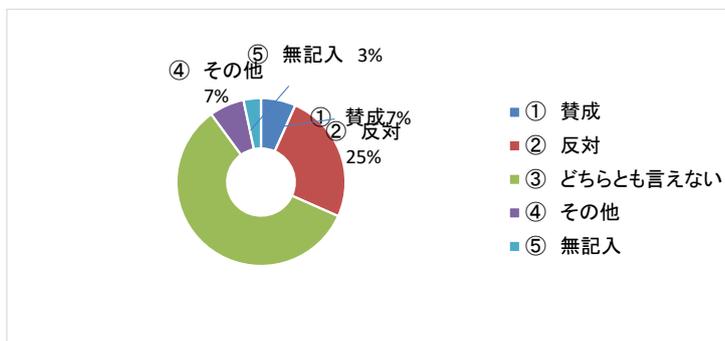
職人の技術によって給料が違うが、下限額がどのくらいになるのか？例えば下限額がそこそこ高く、経験の少ない若い職人が工事案件につくと、不当に彼だけ高くなってしまふ。それがおかしくない程度に全体の給料を高く出来ればよいが、それで民間案件についても受注出来るか？少しでも皆に多く払ってあげたいのは確かなのだが。

設問14④は経営者のメリットだが、従業員のデメリットにもなる。

運用方法次第でプラスもマイナスもあると思うが、何かを変えれば必ず事務量は増えると思う。規制緩和や書類緩和をして活動を強くするといったこととは相反するようにも思える。まして資本主義の社会で共産主義よりも労働者のことを考えた制度は素晴らしいと思う反面その財源はどこにあるのだろう、1日当たりの賃金は上がったとしても年収はダウンしたということは普通にあるのではと考えてしまう。

問 1 6 本市では今のところ公契約条例を制定する予定はありませんが、仮に制定するとしたらどのようにお考えですか。

項目	回答数	割合
① 賛成	4	7%
② 反対	15	25%
③ どちらとも言えない	35	58%
④ その他	4	7%
⑤ 無記入	2	3%



《その他》

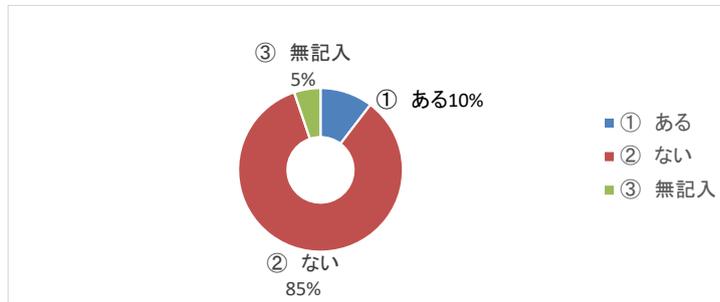
従業員にとって賃金は大事な事柄です。公契約条例が適用される従業員とそれ以外の従業員との賃金格差が生じれば問題である。解釈によって当初の目的を外れないような注意が必要かと思われる。下請の従業員も管理するのであれば、県単位での制定が望ましい。

条件次第である。

ムチだけでなくアメもぶら下げてくれたら賛成とは言えるが、ただ公共工事を受注するものを裸にして役所側が自分たちは美しいことを実行していると思うのは危険だと思う。公共工事以外の建設工事を行っている私たち同様な零細事業者または商店から見れば、自分たちの税金で賃上げをさせ自分たちの労働者以上の収入を得させていることで自分たちの労働者の離反に対する不満など考えられるので率先して実行するようなものではないと思う。周りの自治体が行って成果があると思えばその時実施すれば良いと思う。

問 17 公契約条例を制定している自治体が発注した公契約条例の対象案件の受注実績はありますか。

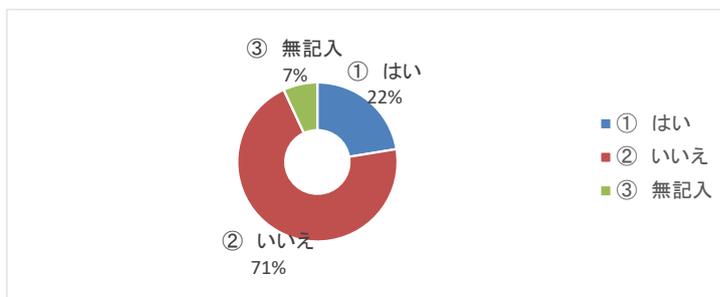
項目	回答数	割合
① ある	6	10%
② ない	49	85%
③ 無記入	3	5%



○最低制限価格等についてお尋ねします

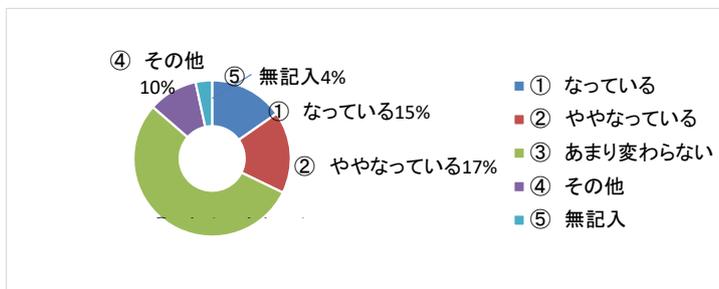
問 18 最低制限価格制度が導入されたことにより賃金の引き上げを行いましたか。

項目	回答数	割合
① はい	13	22%
② いいえ	41	71%
③ 無記入	4	7%



問 19 最低制限価格制度は賃金の引き上げに影響を与える要素となっていますか。

項目	回答数	割合
① なっている	9	15%
② ややなっている	10	17%
③ あまり変わらない	32	54%
④ その他	6	10%
⑤ 無記入	2	4%



《その他》

物件ごとに異なるが、今後、最低制限価格率を引き上げて頂く事により賃金の上昇に繋がる事はあると思う。

新卒の募集に関しては最低賃金にしているので、最低賃金の上昇にあわせて変更している。

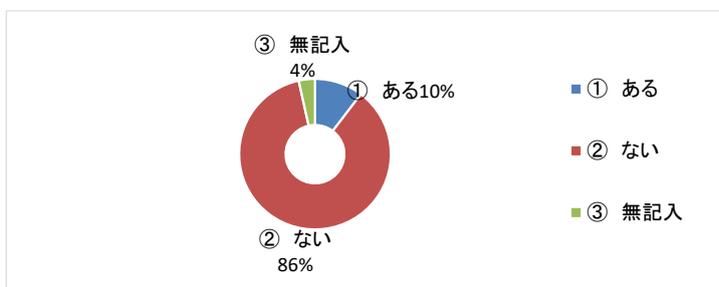
売上に対する鎌倉市からの受注の比率の関係で影響は少ない。

最低制限価格は関係なく上げている。鎌倉市の最低制限価格は低い、対応が遅いと思う。

最低制限価格と賃上げは関係ないと考える。利益は設計変更有無で左右されるのが実情です。

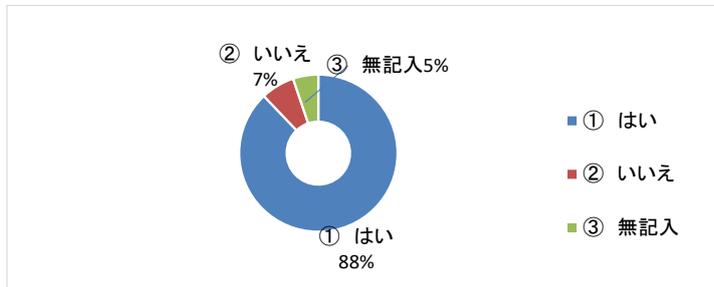
問 20 国の平成30年度税制改正で従業員の賃金を増加させた場合、その増加額の一部を法人税から税額控除できる制度がありますが、この適用を受けたことがありますか。

項目	回答数	割合
① ある	6	10%
② ない	50	86%
③ 無記入	2	4%



問21 令和元年10月から最低賃金が1,011円に引き上げられましたが、10月以前よりこの金額を超えた額で支給をしていましたか。

項目	回答数	割合
① はい	51	88%
② いいえ	4	7%
③ 無記入	3	5%



## ○その他

問22 その他、鎌倉市の入札や契約に関するご意見を自由に記載してください。

公共入札の本数を増やして欲しい。

造園の委託(樹林・森林)に係る物件に造園の経審を受けている業者と明記して欲しい。

最低制限価格は不要と思われる。

賃金を増加させた場合の税額控除の存在を知らなかった。今度調べてみたい。

入札案件は、必要書類が多い上、常に人材不足なのに、更に台帳作成などに時間を取られるのは厳しい。賃金については、定期昇給やベースアップ等、会社経営側が行うべき課題だと思う。

発注者(市)は、経営規模等評価を信頼して過去の市の発注に対して施工能力・技術力等の確認をして責任施工範囲を拡大すべきである。未だに50年以上も前の契約方式である。

入札・契約とは、違いますが。

工事施工後の、設計変更(対象工種増・減)等を業者監督員と市監督員が協議し、しっかりと変更してして頂ければ良いと思います。(特に、交通整理員の配置に工事を安全に進めて行くために必要人数の確保)

落札下限を上げることに罪悪感を持っているべきでないと思う。働き方改革も下限を上げることで解決できる。また正当な設計変更はスムーズに実施すべきものだと思います。掘削をすれば設計と違うことがあっても何の不思議はないのを普段に体験しています。それを正しく見えなかった設計者が悪いから変更はできないと言うのでなく変更すればよいのです。今はかなり変更が認められてきてはいますが、普通に変更できればと思います。変更により労力がかかるのでは意味のないことになってしまいます。

神奈川県並に最低制限を93%程度にしてください。台風被害処理等でも機械器具にお金がかかります。今後は毎年台風が直撃します。毎年です。

今後とも最低制限価格の設定を進めてください。直接人件費を割るような入札は適正値でないものと考えます。しかしながら、その金額で応札しなければならない、昨今の一般競争の結果をみると地元で取らなくては営業を行えない事情を考慮すると単に否定できません。